



ハザードマップが 新しくなりました!



「自身と家族のいのち」
を守ろう!

必ずハザードマップを
確認し、
次のポイントを
チェックしましょう!



- ① 自宅・職場の危険度を
チェック
- ② 避難場所をチェック
- ③ 避難経路をチェック

3月25日から順次配布（予定）

問い合わせ先…防災管理課 内線2141



今回配布されるハザードマップ

コロナ
対策

中小法人・個人事業者のための一時支援金

令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自
粛により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者に支援金を支給します。

給付額

中小法人等	上限60万円
個人事業者等	上限30万円

申請期間

5月31日(月)
まで

詳細はこちら
https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html



給付対象

- ▷ 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること
- ▷ 2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少していること
- * 要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。なお、店舗単位ではなく、事業者単位の給付となります。

問い合わせ先

- ▷ 一時支援事務局相談窓口
Tel0120-211-240
- ▷ IP電話等からのお問い合わせ先
Tel03-6629-0479（通話料がかかります）
- * 一時支援金は国が実施する支援制度です。本支援制度の概要や申請手続きについては、上記連絡先までご連絡ください。

